

CO·OP

京都の生協

2005 / MAY / No. 56
京都府生活協同組合連合会

安心してくらせる社会にむけて
～消費者団体訴訟制度の実現へ
—消費者が泣き寝入りしないために—



Talk Talk トークヒーク

●NPO法人京都消費者契約ネットワーク
理事長／弁護士 長尾 治助さん
◆京都府生活協同組合連合会
会長理事 小林 智子



Talk Talk

トークとーく

対談

安心してくらせる社会にむけて

～消費者団体訴訟制度の実現へ

～消費者が泣き寝入りしないために～

NPO法人京都消費者契約ネットワーク 理事長／弁護士 長尾治助さん

京都府生活協同組合連合会 会長理事 小林智子

契約や勧誘による消費者トラブルが急増し、悪徳商法も手を加え品をかえて、被害があとをたたない状況です。消費者が個人で裁判を起こすというのは、お金の面でも時間の面でも、また専門的な知識の面からいっても、たいへんむずかしいのが現状。多くの消費者が「泣き寝入り」をよぎなくされています。しかし、消費者にかわって消費者団体が裁判を起こせるようになれば、同じような被害の広がりをふせ

ぎ、すでにトラブルにまきこまれてしまった人も、消費者団体のえた勝訴判決の効果を活用するなどして、より救済がうけやすくなります。2006年の通常国会に、「消費者団体訴訟制度」が上程される予定です。こうした制度の実現を見越して、いち早く消費者の権利をまもる活動をすすめてきていたり、NPO法人京都消費者契約ネットワークの長尾治助理事長におはなしをうかがいました。

「捨て金」だつた「大学の授業料」も返還される！

小林先生は民法、とくに消費者法がご専門とおうかがいしました。

長尾はい、いつも「消費者の声がとどく裁判を」と願っています。

小林私たち消費者としては心づよいかぎりです。いま、消費者被害

がふえるなかで、「振り込め詐欺」

この間、大学入試ですべりどめでう

けて合格した大学について、入学し

なかつたさいの大学の入学金や授業料がこれまで返還してもらえないか

なわて、返還されるようになりますよね。

長尾いままで、併願であれ、

合格したら入学金や授業料を払わないと入学資格が取り消されたので、

本命の大学に合格した人は、ほかの合格大学へ授業料をまさに「捨て金」

としたのですが、いくつか裁判がおこなわれて、返還されるようになりますよね。

小林人が各地で返還訴訟を起こされて、京都地裁は、「授業料だけではなく、

入学金も返還しなさい」という判決を出しました。京都地裁以外は、

C/O/N/T/E/N/T/S

トークとーく対談

安心してくらせる社会にむけて

～消費者団体訴訟制度の実現へ～

京都生協が「第7回コープ・産直・地場商品大交流会」を開催

京都市消費生活条例 全会一致で採択

京都府 食の安心・安全の確保にむけて条例策定へ

京都議定書発効は

地球環境と人類の未来を守るためにの一歩

会員生協 NOW② 立命館生活協同組合 12

TOPICS 14

■「30代・40代から考える年金」をテーマにライフプランセミナーを開催

■04年度監事・役職員研修会～テーマは

「個人情報保護ガイドラインについて」

■近畿農政局と近畿地区生協 Federation との意見交換会

■「食の安全とわかりやすい食品表示」の学習会

■京ブランド食品認定事業すすむ

■CO-OP牛乳直交流協会第15回総会開催

■NPT再検討会議 生協代表派遣 学習・激励会

■京都大学桂キャンパス福利棟竣工披露式

■マスコミ関係者と京都府生協連役員との懇談会

おもな行事のお知らせ 16

探訪 新風館 16

「入学者は返す必要はないが、授業料は返しなさい」という傾向ですね。

小林 よく「保険料」とかいわれ

て、ほとんどの人が返つてくることをあきらめていたんですね。やっぱり、消費者が声をあげることが大切になりました。

かしいなど思っていたことが変わつていくんですね。

消費者被害は個人の問題ではなく、社会の構造問題——公害問題が認識の転機に



NPO法人京都消費者契約ネットワーク

理事長／弁護士 長尾治助さん

や薬害などを契機に、こうした被害が、個人の問題というより社会の構造的な問題ではないかと考えられるようになりました。学問の対象としても、法律的な救済という点でも、なぜこうした被害がおこったのか、「被害」という側面から問題が認識されるようになりました。

小林 京都生協が、消費者被害の実態把握のために実施した組合員アンケート調査では、約2500人の回答のうち、半数が「消費者被害の問題を知っている」「身近な人が被害にあった」と答え、約150人が「自分自身・家族・知人が被害にあった」という結果でした。あまりの多さに驚きます。「消費者被害」という言葉は、ごく最近出てきたように思うのですが、ふりかえってみると、悪徳商法など被害じたいは昔からありましたね。

長尾 はい。ただ、大きな変化としては、公害問題、つまり食品公害

で、ほとんどの人が返つてくることになりました。弁護士、司法書士、学者、消費生活相談員（有資格者）、消費者団体の役員・構成員、学生、消費者被害を受けた被害者などで構成されめばIT関連被害というかたちであらわれ、契約優先社会になれば「契約」ということをめぐってさまざまな問題が生じてきます。いまは、だれもがIT産業であっても、あるいは有料老人ホームということもあって、事業者と「契約」という問題のかかわりなしでは生活できない状況ですから、その事業者とのあいだの認識は存在しましたが、問題を組織的・社会的なものとしてとらえようという考え方がすすみだしたのは、やはり公害問題が契機になつていると思います。だから、自動車についても、「便利なだけではなく、走る凶器でもあるのだから、その危険性を未然に防がねばならない」という認識がでてきたわけです。

長尾 各時代の特徴を反映しますね。高齢社会では高齢者の被害といふかたちであらわれ、IT化がすすめばIT関連被害というかたちであらわれ、契約優先社会になれば「契約」ということをめぐってさまざまな問題が生じてきます。いまは、だれもがIT産業であっても、あるいは有料老人ホームということもあって、事業者と「契約」という問題のかかわりなしでは生活できない状況ですから、その事業者とのあいだの認識は存在しましたが、問題を組織的・社会的なものとしてとらえようという考え方がすすみだしたのは、やはり公害問題が契機になつていると思います。だから、自動車についても、「便利なだけではなく、走る凶器でもあるのだから、その危険性を未然に防がねばならない」という認識がでてきたわけです。



京都府生活協同組合連合会 会長理事

小林 智子

NPO法人京都消費者契約ネットワークは、1998年11月に消費者契約法の早期制定をめざして京都で発足。2002年にNPO法人として設立されました。現在、会員数は、個人会員が98名、団体会員が3団体です。京都府生協連は、NPO法人コンシュー

マーズ京都とともに団体会員になっています。弁護士、司法書士、学者、消費生活相談員（有資格者）、消費者団体の役員・構成員、学生、消費者被害を受けた被害者などで構成されています。理事長が今回登場いただいた立命館大名誉教授、弁護士の長尾先生で、理事には、司法書士2名、司法書士1名、有資格者2名、消費者団体役員1名、監事には有資格者という役員構成になっています。

2006年にも立法化される消費者団体訴訟制度をめぐる、事業者による不当な契約条項の使用や勧誘行為の差し止めを申し入れる活動をおこなっています。ほか、消費者問題において各種の提言や意見を表明する活動、シンポジウムの開催などの活動をおこなっています。

“後追い”対応であつた

消費者関連法の整備

小林 被害が時代の特徴を反映するトスレバ、消費者の権利をまもるための法律がどのようなかたちで反映・整備されてきたのでしょうか。

長尾 おっしゃるとおりで、その典型が割賦販売法の改正だろうと思います。冷蔵庫やテレビが普及しています。耐久消費財はじめると、こういった耐久消費財は高価ですから、一度に支払うには負担が重いし、事業者も消費者の負担を重くさせないかたちで恒久的に代金を回収したい。そこで割賦販売となるのですが、代金は信販会社の立替払いというかたちをとることがあります。

小林 そのような経過のなかで、

昨年、消費者保護基本法が消費者基本法に改正されました。このなかで、「消費者の権利」というものが明確に位置づけられましたね。

長尾 「消費者の権利」については、ケネディ大統領が、「消費者の利益保護に関する教書」のなかで、「安全を求める権利、知らされる権利、選ぶ権利、意見が反映される権利を大統領の権限として保障する」

だから代金は払わない』という主張を、信販会社にたいしてもできる」という条文ができました。

小林 ローンをくんで物を買うといふて、被害も出るし、それにあわせて法律も変わってきたのです。

はじめは、信販会社にたいして、『そういう場合は請求をストップしなければならない』「消費者がクリングオフを使つたら請求できない」という事項を約款で定めるよう行政指導がされたのですが、約款でのコントロールもきかなくなり、消費者センターなど関係者が働きかけた結果、割賦販売法が改正され、「消費者は、売り主に対する『故障

裁判で争つた被害者は守られる』とのことです。欧米は、「基本法」ではなく、具体的に権利を定めるかたちでスタートしますが、日本では教育でも消費者問題でも、とにかく「基本法」を用いて、そのなかで

「消費者教育を受ける権利」を加えて、「消費者の5つの権利」として一般に認識されるようになりました。

そして、昨年に改定・成立した消費者基本法は、消費者を「保護の客

体」ではなく、「権利の担い手」であるとし、「自立した消費者」を想定した条文に改定した点では、かな

り前進がみられますし、「消費者にも団体訴訟を」という内容も入っています。

「国（あるいは地方自治体、事業者、消費者）は…努めなければならない」と宣言するにどめているのが特徴なんです。

しかも、その基本法をうけて動く

は各行政官庁で、サラ金、証券のほうに、縦割り行政の担当部局が、あくまでも経済の発展をにらみつ、産業政策とのかかわりのなかで消費者被害の救済を考えできました。

だから、欠陥商品による事故がたくさん起きた後、ようやく製造物責任法（PL法）ができるように、どうしても後追い的になるんです。



消費者基本法をどう考えるか―― 消費者は「権利の担い手」に

小林 そのような経過のなかで、

昨年、消費者保護基本法が消費者基

本法に改定されました。このなかで、

「消費者の権利」というものが明確

に位置づけられましたね。

長尾 「消費者の権利」について

は、ケネディ大統領が、「消費者の利益保護に関する教書」のなかで、

「安全を求める権利、知らされる権利、選ぶ権利、意見が反映される権利を大統領の権限として保障する」

とのべ、のちにフォード大統領が、

ただ、懸念するのは、企業経営者



の人たちの考え方の底流には、「事業者にたいする公的規制を緩和しよ

う」という発想があるのでないか

ということです。

たとえば、よく「消費者の自己責任」が強調されますね。もちろん、これはひとつ理念・理想ですが、

現実に事業者と消費者とでは、情報・資金・交渉能力などに大きな格差があります。そういう状態で、「消費者の自己責任」を強調するのはだれかといえば、事業者なんです。

裁判でも、事業者は、「私たちはちゃんと説明した。顧客が決断したんだから、顧客の自己責任だ」と主張するわけです。

小林 メーカーと消費者の条件の格差を、裁判所は考慮しないのですか。

長尾 あまり認識していないと思います。簡易裁判所レベルの裁判官が、そういう現実をふまえて消費者勝利の判決を出しても、控訴審でひっくりかえされる。そういう点は非

常に残念です。最高裁で消費者に有利な判決が出ると、やつと下もそれにならう傾向がみられます。

小林 基本法ができたからとい

て、無条件に消費者の権利がまもられるわけはないんですね。

小林 残念ながら、法律で明記されても、現実の判断となると、なかなかそうはいきません。しかし、個々の消費者が対応するのはむずかしいので、たとえば消費者にいちじけた、「不合理な条項にたいして、裁判を起こして消費者側が勝つたりする必要があります。少なくとも、「不合理な条項にたいして、使できるよう」に消費者契約法に明記したりする必要があります。少なくしてはまる」というかたちにしておけば、その後の被害は未然に予防できるでしょう。

NPO法人京都消費者契約ネットワークに期待される役割

小林 いま、日本でも、消費者団体訴訟制度をつくろうということで

国も動いており、NPO法人京都消費者契約ネットワークの活動が注目されています。どのような活動をなさっているか、ご紹介いただけます

でしょうか。

長尾 私たちは、「事業者と消費者の社会関係は契約である」という点に着目して、人権救済や消費者の適正な利益の擁護はもちろん、契約被害を研究し、被害者の声を整理して、事業者に働きかけたり、不正当な契約条項や不公正な勧誘行為の是正活動、消費者団体による団体訴権の早急な実現にむけた運動などをおこなっています。

小林 たとえば、特徴的な活動としては……。

長尾 貸貸借契約を終えるさい、家賃を滞納していないのに敷金が戻されないというトラブルがありましたが、このとき、私たちは「敷金110番」に取り組みました。

あるいは、塾など教育サービス業では、契約が長期にわたる場合が多く、中途解約時の払い戻しについて、事業者本位の契約条項が多いんですね。それで、私たちが契約条項をチェックして、業界団体に再考を申し入れたり、「当該不当条項を削除するよう、○○社をご指導ください」というおこなっています。

小林 実際に訂正された事例もあるんでしようか。

長尾 あります。貸金業者が借り手に無断で債権を譲渡してしまうケースの場合は、業者が定めた契約では、「借り手は異議が申し立てられない」とされていたので、



学者・弁護士・司法書士・消費者相談員と

じいっしょに

小林 消費者の自立性を確保し、

消費者被害を救済するために、団体訴権制度は必要性をますだらうと思

います。京都の生協としても、長尾先生はじめ、また消費者団体がいつ

しょになって、消費者契約にかかわる問題に熱心に取り組んでおられる

みなさまがたにご協力させていただ

いて、消費者被害を少なくしていけたらと思っています。わたしも京

都府生協連の理事会でも、昨今の消費者政策のあり方、生協にもとめら

れる課題などについて議論しながら、ことし、NPO法人京都消費者

契約ネットワークへの加入を決めました。

長尾 生協は消費者の協力・協

同によって利益をまもろうという

目的で結成されました。欧米では

消費者協会など、事業組織ではな

い消費者団体が力をもち、活発に

活動しているのにたいして、日本

では生協をぬきに消費者運動や消費者団体については語れないという状況です。

一方、日本の生協は、事業活動

もなさっていますから、事業者性

はぬぐいきれず、当然、団体訴権

の扱い手として適格なのかという



議論もでてくるわけです。しかし、事業活動を直接していいない連合会レベルであれば、団体訴権行使する資格要件については問題ない

でしょう。

私個人としては、さきほどおはなしましたように、日本の消費者運動や消費者団体は、生協活動ぬきには考えられないでの、そういう日本社会の特徴を考慮して、

「連合会だけでなく、事業活動をしている生協そのものにも、団体訴権行使する機会を認めてもいいのではないか」と考えています。

小林 生協のはたすべき役割が日本ではとくに大きいということ、しつかりうけとめていきたいと思います。

長尾 生協の組合員さんは貴重な存在ですよ。現実に、いろんな集まりで消費者として発言なさっているし、最初におつしやったアンケートも、たいへんな回収数だと思います。生協のみなさんには、今後もがんばっていただきたいですね。

小林 冒頭の入学金や授業料のはなしも、当初は「払わねばならないものだ」と思い込んでいたけれど、よく考えてみれば、不当で、実際に

声をあげることで、社会通念を変え

ることができます。こんごも、消費者の声を代表できるように、学習

一員として必要な役割をはたしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

長尾 もちろん、喜んで協力させていただきます。(笑)。

小林 こちらこそ、よろしくお願ひいたします。

長尾 もちろん、喜んで協力させていただきます。(笑)。

小林 こちらこそ、よろしくお願ひ

ます。

長尾 生協の組合員さんは貴重な存在ですよ。現実に、いろんな集まりで消費者として発言なさっているし、最初におつしやったアンケートも、たいへんな回収数だと思います。生協のみなさんには、今後もがんばっていただきたいですね。

小林 冒頭の入学金や授業料のはなしも、当初は「払わねばならないものだ」と思い込んでいたけれど、よく考えてみれば、不当で、実際に



長尾先生の経歴

1932年
生まれ。早稻

田大学大学院

で民法を専攻

する。文部省内地研究員とし

て東京大学で契約法を、在外

研究員としてロンドン大学で

消費法を研究する。立命館大

学へは1976年から199

7年まで在職し、民法と消費

者法を担当する。おもな著書

として、「消費者私法の原理」

(有斐閣)などがある。現在は、

立命館大学名誉教授、弁護士。

※消費者団体訴訟(団体訴権)制度

一定の条件を満たす消費者

団体にたいして、消費者全体

の利益を擁護するため訴訟

提起する権利を認める制度。

消費者団体が消費者に代わつて事業者の行為を監視すると

いう観点から、主として、不

当な契約条項や不適正な表

示・勧誘行為の差止めを請求

する訴訟について検討されて

いる。差止め請求訴訟は、被

害が発生・拡大する前に不

正な契約条項の使用や不適正な

表示・勧誘行為を是正させる

ことによって、消費者被害の

予防や拡大防止を目的とする

ものである。このほか、少額

多数被害への対応のために、

消費者の損害賠償について消

費者団体が関与する制度の創

設を求める声も強く、検討課

題となつていて。(日本生協

連・用語解説から)

顔が見える 声が届くコープの輪！ ワッ！

京都生協が「第7回コープ・産直・地場商品大交流会」を開催



55品すべては食べられない。どれにしようか…ナ？



メーカー・生産者のアピールタイム



子どもたちもたくさん来てくれました！



午後

全体会

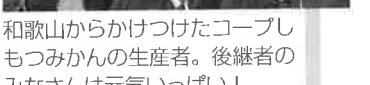
小林智子・京都生協理事長（京都府生協連会長理事）があいさつ



北は北海道から南は鹿児島まで総勢約100人の産直生産者・関係団体のみなさん



たまごの生産者や関係取引先、組合員・職員あわせて45人が舞台に上がって報告しました



和歌山からかけつけたコープしまつみかんの生産者。後継者のみなさんには元気いっぱい！



会場は立ち見も出るほど

試食してよさを知る

生協でしか手に入らないコープ商品や産直商品。これら商品を真ん中にして、生協組合員・役職員、メーカー・生産者など、関係者が一堂に会して交流を深めあう、京都生協の「第7回コープ・産直・地場商品大交流会」が、

2月26日、龍谷大学深草学舎にて開催されました。

午前中は、近畿7生協が共

同で開発した商品や産直商品などの展示・試食会で、約700人の人出でにぎわいました。たくさん用意された試食品も昼までにはほとんど底をつきました。（試食55品目、展示45品目）

生産者と組合員の心をひとつに

午後からの大交流会は午前に開催されました。

午前中は、近畿7生協が共

に、会場は熱い共感につつまかたい絆で結ばれた事例報告

台風被害が発生したこともあり、産地・生産者と組合員のかたい絆で結ばれた事例報告に、会場は熱い共感につつま

れました。

午後からは、全国から参加された総勢約100人の産直生産者・関係団体が紹介され

ました。「これおいしいね」

第2部では、全国から参加された総勢約100人の産直生産者・関係団体が紹介され

ました。

最後に、大交流会実行委員会が、2005年度の商品活動について、「これまでの活動の到達や『食と健康』の方針をふまえて、食べる楽しさ、つくる楽しさ、広げる楽しさを、一緒になつてすすめていきましょう」というテーマをアピールして終了しました。

るほどでした。小林理事長のあいさつのあと、第1部は「商品活動事例発表」。とくに

「商品活動事例発表」。とくに

「2005年度にたいせつにしたいこと」が提案されました。

の声を広めましょう」など、

「2005年度にたいせつにしたいこと」が提案されました。

京都市消費生活条例 全会一致で採択

3月18日、京都市会に提出されたいた京都市消費者保護条例にかんする改定案が全会一致で採択され、「京都市消費生活条例」としてあらたにスタートす

は、小林智子・京都生協理事長が委員として参加し、消費者の視点から積極的な提案をおこないました。

「始末の文化」「食の安全」などに基づく基本理念に

所属する事業者団体及び契約関係にある事業者（クレジット会社など）等に、勧告した旨とその内容を通知できる規定を新たに設け、より効果的な対応がはかられることになりました。

切性をもとめています。

採択され、「京都市消費生活条例」としてあらたにスタートすることになりました。施行は、

いました。

「消費者権」というあいだな京都
市の独自のキーワードを軸に

第3条では、京都市が食文化、始末の文化など、京都市固有の生活文化が根付いていることを指摘し、消費生活施策はこうした生活文化を尊重して推進されなければならぬことをうなづ

消費生活基本計画の策定

協力・事業者・消費者相互の行政

長・野村秀和・京都大学名誉教授)で2003年12月より議論が開始されて以降、のべ11回にわたる検討が重ねられ、2004年12月に最終答申として市長に提出されました。この答申にまとめづき、京都市会に条例案が提出されていきました。

と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差、社会経済情勢の変化等にかんがみ、消費生活施策の基本理念を定めるとともに、本市及び事業者の責務並びに事業者団体、消費者団体の役割その他消費施策に関して必要な事項を定めることにより、

消費者権の侵害にたいする緊急措置を確保し環境に配慮すること、高度情報通信社会の進展に的確に対応することを、「基本理念」のなかに盛り込んでいます。

被害にたいする実質的な対応が
「PLAN(計画)」→「DO(実施)」
→「ACTION(是正措置)」
のマネジメント・サイクルです。
すめられることが期待されます。

条例は「本市、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体は、この条例の目的を達成するため、相互に、その果たす役割を理解し、協力する」と定め、京都市は「相互理解が増進され、協力が推進されるよう、情報の

京都市消費者保護審議会

第3条第1項に規定する消費者

消費者権利の侵害の発生までの

消費者の購買意欲・教育の

是共、交流の足進みの也必需要



04年9月に開かれた公聴会・野村秀和会長

の権利の実現を図り、もつて消費者の消費生活における自立並びに消費生活の安心、安全、安定及び向上に寄与することを目的とする」とのべています。消費者の権利について、「消費権者」というあたらしいキーワードでくり、具体的に7項目を規定していることが特徴のひとつです。

は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、市長は「商品等の名称、事業者の氏名または名称その他必要な事項を公表することができる」という条項が盛り込まれたことも特徴のひとつです。悪質な事業者にたいしては、さらに勧告をおこなつた時点で、当該事業者が

消費者にたいする支援措置として、「市、事業者、事業者団及び消費者団体は、食の安全及び環境に配慮した商品等に関する情報その他消費生活を営む上で有益であると認められる情報の入手につとめなければならぬ」とされ、その迅速性と適切性が強調された。

「措置を積極的に講ずる」として
いることも特徴のひとつです。

京都府 食の安心・安全の確保にむけて条例策定へ

山田知事が議会答弁

3月18日、山田啓二京都府

知事は予算特別委員会で「府民の総意として食の安心・安全に取り組むことを宣言し、総合的な施策推進を条例に盛り込みたい」とのべ、京都府における食品の安全性確保にむけての条例づくりに着手したことであらかじめしました。

昨年秋に実施された「きょうと食の安心・安全アクションプラン中間案」への意見提出のなかでも、「京都府として独自の条例をつくって対応してほしい」との要望がいちばん多かったこともあり、食の安全をもとめる府民の願いにすばやくこたえたものと評価できます。

昨年、京都府丹波町での高病原性鳥インフルエンザの発生や野菜・牛肉・魚等についての不適正な表示事件があつたこと、またBSEにかかる検査基準の見直しがすみられようとしていることなど、食品安全行政への不信と消費者の不安がひろく横たわっているなかで、京都府が条例づくりをスタートしたこ

昨年、京都府丹波町での高病原性鳥インフルエンザの発生や野菜・牛肉・魚等についての不適正な表示事件があつたこと、またBSEにかかる検査基準の見直しがすみられようとしていることなど、食品安全行政への不信と消費者の不安がひろく横たわっているなかで、京都府が条例づくりをスタートしたこ

とは、時宜をえたものです。

条例の制定にあたっては、「京都の地域特性をふまえながら、食品の生産・流通・消費にかかるすべての関係者が一歩一歩前進していくための具体的な『仕組み』として結実することが期待されます。

食品の安全にかんする条例を制定している都道府県は、北海道・秋田・宮城・群馬・埼玉・東京・岐阜・大分・熊本の9県で、千葉・神奈川・長野・新潟でも検討がはじまっています。

対策」の前段に、以下を盛り込んでください。「平成17年度より京都市における『食の安全・安心にかかわる基本方針』『食の安全・安心アクション計画』『京都市食品安全基本条例』の策定作業をすすめる」

「2」「II収去検査（抜き取り検査）」について「監視指導計画案」では「平成17年度収去検査計画（別添）を定め、同計画に基づき、収去検査を実施します」とのべられています。

食品等の収去検査実施計

事は、京都市にたいし、以下の意見を提出しました。京都府にたいしても、意見を提出しています。

「京都府生協連・小峰専務理

事は、京都市にたいし、以下の意見を提出しました。京都府にたいしても、意見を提出しています。

「京都府生協連・小峰専務理

「3」「I食品衛生重点監視

指導対策～VI食中毒等健康

危険発生対策」をつうじて

「平成16年度計画」の直近の実施状況がうかがえないので、どのような問題発生状況か分析・評価をおこない、「平成17年計画案」の重点課題を設定しているのか、意見が出しています。本市における、直近の「法違反状況及び食品衛生上の問題発生状況」をあきらかにしてください。

【4】「Vリスクコミュニケーションの推進」について

パブリックコメントにさいしては、終了後、住民の意見の特徴について整理をおこな

いながら、これにたいする行政サイドの「考え方」をあきらかにし、公表することが一般におこなわれています。本市におかれても同様の作業を実施し、公表してください。

【5】その他

表示にかかわる監視指導の強化について、あらたに1項をおこしてください。

京都府生協連としての要望意見条例に盛り込んでいただきたい事項

- (1) 行政における、「生産から消費まで」の一貫した監視指導体制の確立
 - ①食品安全基本計画の策定
 - ②食品の安全性にかんする情報収集および調査
 - ③措置勧告
 - ④総合推進部局の新設
- (2) 消費者視点にもとづく府民参加
 - ①消費者代表が参加する「きょうと食の安心・安全審議会」の設置
 - ②情報交換・相互意思疎通の促進措置～多彩なリスクコミュニケーション
 - ③食品安全施策申出制度
 - ④消費者教育・学習の推進措置
- (3) 事業者の自主的な取組みを促進する仕組み
 - ①ブランド認証制度
 - ②食品安全推進業者登録制度
 - ③自主回収制度
 - ④事業者による情報公開の促進措置

- 【2】「II収去検査（抜き取り検査）」について「監視指導計画案」では「平成17年度収去検査計画（別添）を定め、同計画に基

- づき、収去検査を実施します」とのべられています。
- 食品等の収去検査実施計

京都議定書発効は 地球環境と人類の未来を守るための一歩

京都議定書発効記念パレード

2月16日、日本時間で午後2時、京都議定書が発効しました。これを記念して、京都市役所前に円山公園までパレードがおこなわれ、道行く市民にアピールしました。

京都府生協連も、京都生協の組合員・職員のみなさんといっしょにパレードに参加しました。



▲京都生協のみなさんといっしょに

▶パレードの先頭を行く浅岡美恵・気候ネットワーク代表と原強・NPO法人コンシューマーズ京都理事長

▼出発時雨でしたが、議定書発効の午後2時には雨もあがつた！



この地球上に住むすべての生きものにとつて、かけがえのない地球。石油や石炭などの化石燃料への依存から、温室効果ガスの排出量は増加の一途をたどり、地球の温暖化は急激にすんでいます。そうしたなかで、京都議定書が発効しました。

■京都議定書発効の2つの条件

京都議定書は、先進国の温室効果ガス排出量について法的拘束力のある数値を設定したもので、1997年12月に京都で開催されたCOP3(国連気候変動枠組条約第3回締国会議)で採択されました。議定書が発効するためには、①55カ国以上の国の締結、②締結した先進国の一酸化炭素の排出量が先進国全体の55%以上、という2つの条件を満たすことが必要で、両方がそろった日から90日後に発効すると決められました。

■ロシアの批准で、ついに発効

40カ国と欧州連合が京都議定書を締結し、すでに①の条件はクリアしていました。昨年11月18日にロシアが批准し、これで締結した先進国の二酸化炭素の排出量が61・6%となり、②の条件もクリア。それから90日後の2月16日に発効したのです。

これによって、先進国による温室効果ガス削減の取り組みは、地球環境と人類の未来を守るために法的拘束力をもつた、意義ある一歩を踏み出したことになります。

一方で、最大の排出国のアメリカが離脱しましたが、また、大量排出国のインドや中国が途上国として削減義務を免除されているなどの課題は残っています。

昨年6月、京都生協では「温 暖化防止自主行動計画」を策定 しました。自主計画にもとづき 具現化をはかり、取り組みをす すめています。

■温 暖化防止自主行動計画とは 取り組み期間は04年～06年 で、CO₂の削減目標は、今後 3年間で供給点数1点あたり▲

8%以上（02年度比）をめざし
ています。

自主行動計画は、技術的に導
入可能な削減対策や検討の進捗
状況を踏まえ、毎年3ヵ年計画
として見直しをおこなうことと
しています。計画の枠組みでは、
京都府生協本体だけでなく、子会
社や委託業務もCO₂排出量に
カウントします。そのため、配
送などの委託業者とも連携を図
りながら、目標達成をめざして
います。

日本は90年比6%の削減が必要
です。日本は02年6月に批准しました。日本には京都議定書を決定したCOP3の議長国として、国際約束を履行する重要な役割があります。日本が京都議定書で義務づけられている温室効果ガス削減目標は、90年比で6%の削減です。03年までに8%増加しているため、08～12年の間にあわせて14%の削減をしなければなりません。

昨年6月以降の取り組みの効
果として、目標が明確になつた
ため、店舗において電気使用量

京都生協のとりくみ

京都グリーン購入 ネットワーク設立記念イベント

「祝京都議定書発効！京都の企業、行政もがんばるぞ」

京都議定書発効を記念し
3月20日には
京都久
リーン購入ネットワークが、中京区で設立記念イベ
ントを開催。行政、企業、市民団体、大学生など約
70人が参加しました。

京都府・京都市の「グリーン購入の取り組み」発表について、高校、ホテル、企業、大学生、病院など、全部で9件の環境へのさまざまな取り組みが発表されました。なかでも「廃棄物ゼロエミッショングリーン達成」（埋立ゼロ＝リサイクル率100%）の先進企業の報告に驚き、文具メーカーによる小学校への出前講座「紙の旅」の紹介に会場はなごやかな雰囲気につつまれました。

京都グリーン購入ネットワークの堀孝弘事務局長は、閉会のあいさつで「京都議定書の目標、90年比6%とオーバー分8%の計14%削減是不可能だと思つていたが、きょうの発表を聞いたら不可能ではな

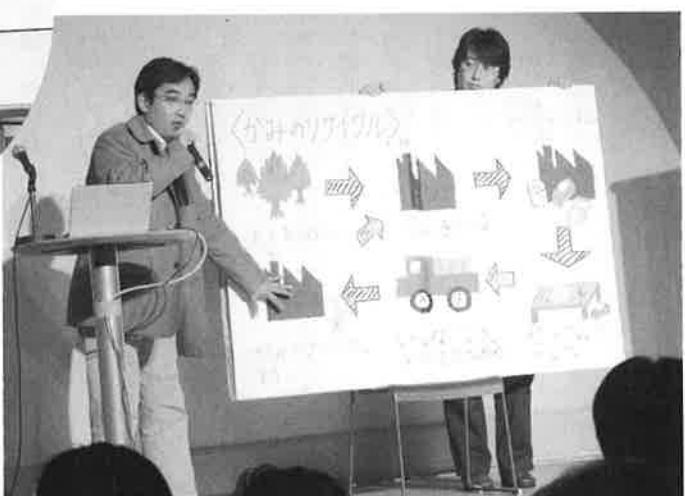
京都議定書をこの京都から達成して

いたい 京都グリーン購入法のさせ

成できる。がんばるぞ！」と力づ



「京都は世界から環境先進地域と思われている。その通り、といえるようにならぬといけない」と堀孝弘事務局長



▲出前講座「紙の旅」の紹介～大きな手作り絵本は小学生にも大評判だそう



▲(社)京都工業会理事の
津村昭夫氏が代表あいさつ

■京都グリーン購入ネットワークは
グリーン購入の普及を通じて、京都のものづくりや人々の暮らしが、より環境に配慮した形になるよう働きかけていくネットワークです。昨年11月に誕生しました。企業や自治体、民間団体、個人を会員としています。3月現在会員は9団体(個人ふくむ)とあります。

会員は80団体で構成されています。京都府生協連、大學生協京都事業連合、京阪生協も京都グリーン購入ネットワークの会員で、府連と事業連合は幹事をしています。

目標を供給点数1点あたりで設定した理由は、次の3点になります。

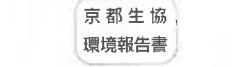
①生協はくらしの向上に貢献することを大切にしています。

②そのため、ご利用いただくな
商品の供給に必要なエネルギー

肖漬による〇〇の肖漬をはじめ

③CO₂削減につながる商口をより多くの方にご利用いただることは、事業活動とくらしど

結びついた生協らしい取り組みです。





篠田武司理事長

立命館生活協同組合 組合員4万人のキャンパスライフをサポート

小林智子会長理事が会員生協の理事長を訪問。生協トップとしての抱負や関心、組合員の活動などについておはなしをうかがいます。今回は、立命館生協の篠田武司理事長をたずねました。



学生たちのアイデアや力を生かした運営を

小林…さつそくですが、先生はいつも理事長におなりですか？

篠田…去年の春です。

小林…ご就任のきっかけは？

篠田…前任者（中谷義和先生）から、なりなさい（笑）といわれまして。わたしは生協のペーユーザーですが、まさか理事長をやるとは思いもしませんでした。

小林…いま、生協についてどんな関心をおもちですか？

篠田…自分は経済学者なので、やはり現実問題として経営問題に目がいきます。現在、立命館生協の組合員は、学生・教職員あわせて約4万人います。

学生たちはいろいろなアイデアや能力をもっています。それを生協の運営に生かせれば、もつと経営はよくなると思います。生協委員が自分たちだけでやらないで、多くの学生をまきこんでコーディネーターの役目をつよめていけば、全体が活性化すると思います。

行政区内に10人前後の委員さんがいて、自分たちだけでやるのではなく、地域の組合員さんが参加しやすいようにコーディネートするスタイルで10年やって、ようやく定着してきました。とくに若い人たちには、自分の関心あるところから入ってくるので、いかにその関心で接点をつくるかが大事になっています。そして、その後のうまく育てる力が委員さんたちには問われるんだと思います。

篠田…おいしいパンが食べたいという学生たちが、自分たちで食べ歩き、自分たちで提案します。いま生協店舗で焼きたてのパンを扱うようになっています。（写真参照）

小林…フットワークの軽いことが書いて、自分たちだけでやる学生組合員の特徴ですね。

組織運営で工夫していること

小林…生協職員の研修はどんなことを？

篠田…去年は、外部の協力もえて、ワークショップ形式の研修をおこないました。自分たちで問題を発見し、それをどう変えるか、そのためにはどうするかをみんなで考え、日常の仕事をやってみる。そして再度集まって話しあう。日常仕事に追われていると、なかなか問い合わせないですから。成果が出ていますよ。

小林…ほかに運営上工夫していることは？

篠田…大学の施設が離れていてから、生協の事業所も離れています。そのため、これまで理事会はテレビ会議でした。でも最近は、やりくりして、みんなで会議室に集まって会議をしています。店長にも参加してもらっています。理事と現場の意思疎通をはかるためですが、やはり、『フェイスツー フェイス』はいいです。



焼きたてパンのコーナー（上）

バナナは1本で売っています（右）

生協の役割は、学生の健康・生活支援、教育支援も

小林…ところで、二条に新キャンパスができますね。

篠田…はい。新キャンパスの院生・教職員は最大で1000人程度です。採算が取れるかという問題はありますが、ぜひ生協として福利厚生面をサポートしたいと考えています。

小林…採算の問題があるとしても、大学の福利厚生面をサポートするのは生協の役割ですね。

篠田…生協は、福利厚生面だけではなく、独特な役割をもつてます。学生にたいして、健康

「たべるたいせつ」の取り組みをいつしょにすすめましょう

小林…昨年から京都府生協連の会長をお引き受けして、もっと生協どうし、連携できないかと思うようになりました。これが「健康相談会」を取り組むということはありました。

篠田…じつは、最近おもしろい変

立命館生活協同組合

代表者／理事長：篠田 武司 専務理事：沼沢 明夫
所在地／京都市北区等持院北町56-1
事業高／623,589万円（2003年度末）
組合員数／40,937人（〃）
設立年月日／1962年2月15日

衣笠、BKC（びわこ・くさつキャンパス）につづき、大分県別府市の立命館アジア太平洋大学、深草と宇治の付属中高等学校もふくめて生協活動の輪が大きく広がっている。学生の成長と学園の発展に貢献する生協づくりをめざしている。



生協衣笠センター入口。雰囲気がなんともカワイイ！

や生活支援のほか、インターンシップなど教育面の支援もしています。たとえば、びわ

こ・くさつキャンパスでは、生協が取引している農家で、学生20人あまりが、田植えから稻刈りまで農作業体験のイ

ンターンシップをして、単位もとれるという取り組みを開始します。

小林…それは生協だからできるこ

とですね。そのほかにもコープ牛乳の生産者の家のインターんシップもありますね。

小林…「たべるたいせつ」が学生の

あいだでも大切なテーマになつているんですね。ところで、

学生は全国から来ているんですね。その学生たちに「京のおばんざい」を食べてもらう

というのいかがでしょう？

篠田…それはいいですね。京都のふつうの人たちが食べているふつうの料理を味わうことなく、京都を離れる学生もいっぱいいると思います。

小林…立命生協の食堂で、京のおばんざい試食会などを企画できたらいいですね。学生も喜んでくれると思います。

篠田…実現できたらいいですね。

京都府生活協同組合連合会 19会員生協

地域生協

京都生活協同組合

生活協同組合エル・コープ

「大学生協」

京都大学生活協同組合

同志社生活協同組合

立命館生活協同組合

龍谷大学生活協同組合

京都府立医科大学・府立大学生生活協同組合

京都工芸繊維大学生活協同組合

京都教育大学生活協同組合

京都橘学園生活協同組合

池坊学園生活協同組合

京都経済短期大学生活協同組合

京都府立京都事業連合

「30代・40代から考える年
金」をテーマにライフプ
ランセミナーを開催

熱心に聞き入るみなさん

京都府生協連と京都生協共済会の共催で開かれたもので、今回は、「30代・40代から考える年金」をテーマに、1月22日、平安会館（上京区）にて開催されました。講師は、テレビ・ラジオなどでおなじみの井戸美枝先生で、年金についてわかりやすくお話ししていただきました。午後からは、年金がいつからいくらもらえるか、退職後いくら生活費が不足するかなどを計算し、不足分の補填のための対策

04年度監事・役職員研修会
～テーマは「個人情報保護
ガイドラインについて」

2月9日、せいきよう会

近畿農政局と近畿地区生協府県連協議会との意見

交換会

講師は、テレビ・ラジオなどでおなじみの井戸美枝先生で、年金についてわかりやすくお話ししていただきました。午後からは、年金がいつからいくらもらえるか、退職後いくら生活費が不足するかなどを計算し、不足分の補填のための対策が開催されました。テーマは「生協における個人情報保護ガイドラインについて」で、50人あまりが参加しました。講師に日本生協連政策企画部の川村憲彦氏(ゆうひこ)をむかえて、生協としての基本的な対応のあり方について学び、各会員の取り組み状況について交流しました。

タイムリーなテーマが関心をよびました



田内は蔭山琢也主事

前半に 農政局と関西地連から
の食品安全を中心とした
取り組みの報告と質疑、後半
は「BSE問題を中心とした
リスクコミュニケーションの
現状」「牛肉トレーサビリティ
システム」「食品表示」の3つ
のテーマで農政局からの報告
と質疑がおこなわれました。
短時間でしたが、各府県の地
域特徴にもとづいた生協活動
を反映した意見交換の場とな
りました。

にて、近畿農政局と近畿地区生協府県連協議会との意見交換会が開催されました。近畿農政局からは、山川雅典局長はじめ、各府県の農政事務所をふくむ14名の方が、生協かららは、近畿6府県の生協連・日本生協連関西地連の役職員など15人が参加しました。

「食品安全とわかりやすい 食品表示」の学習会

NPO法人コンシュー

京ブランド食品認定事業
すすむ

井英二先生を講師にむかえ、食の安全・表示問題にかかる最新の知見を聞く絶好の場となりました。

「食の安全とわかりやすい 食品表示」の学習会

29名が参加し、充実した意見交換の場に

卵には疑問と思われる表示が多い。
田内は丸井英二先生

水産省（JAS法）の両省から代表が参加しています。

務局長が出席しました。式典第1部では、瓢亭14代当主・高橋英一氏が「京の食文化に思う」と題して記念講演。第2部では、京都府立大学教授・南出隆久氏が認定された京ブランド食品は273品目にのぼったと報告しました。京ブランド食品認定委員として小林会

長、認定ワーキング委員として坂本事務局長が参加しています。

CO-OP牛乳産直交流協会第15回総会開催

4月3日、鳥取県CO-OP美歎牧場・ふれあい研修館で、CO-OP牛乳産直交流協会第15回総会が開催され、全議案が採択。新会長には、山本祐司・京都生協常務理事が選出されました。京都府生協連からは小峰耕二専務理事が協会理事をつとめています。総会とあわせて美歎牧場記念碑の除幕式がおこなわれ、酒井克彦・大学生協京都事業連合専務理事、高田艶子・京都府生協連理事が参加しました。

協会は、京都生協、コープしが、鳥取県生協、大学生協京都事業連合、京都協同食品プロダクト、大山乳業農協、鳥取県畜産農協、京都府生協連の8団体で構成。「酪農と肉牛の生産加工および乳・肉製品の消費に関する産直交流を

深め、生産と消費のそれぞれの協同組合の発展を図ること」を目的にしています。



京ブランドのロゴマーク



美歎牧場記念碑の除幕式

NPT再検討会議 生協代表派遣 学習・激励会

4月末～5月はじめにニューヨークで開かれる「NPT（核不拡散条約）再検討会議」

に全国の生協から代表を派遣することになりました。京都生協からは2人が参加します。

京都大学桂キャンパス 福利棟竣工披露式

4月8日、京都大学桂キャンパス内の福利厚生施設・福利棟の竣工披露式がおこなわれました。桂キャンパスは、吉田、宇治につぐ第3番目のキャンパスで、03年秋から、施設の完成にともなって工学研究科、情報研究科の一部が

すでに移転しています。福利棟の1階には、フレンチレストランと生協シヨップ、2階には、カフエテリアとカフエ（ともに生協が運営）、保健管理センターを備えています。待ちに待った福利棟のオープ



代表の花垣さん（左）と渡辺さん（右）

マスコミ関係者と京都府生協連役職員との懇談会

3月8日、平安会館にて、

京都に本支局を置く新聞・放送編集者と、京都府生協連役職員との懇談会が開催されました。

京都の生協活動の現状

と課題をマスコミ関係者にお知らせし、意見交換・懇親する場として毎年おこなわれて

いるものです。

開会にあたり、京都府生協連の小林智子会長理事と、読売新聞社京都総局の田山一郎

総局長（写真下の右）からあ

いさつがありました。

生協からは、2004年度

の特徴的な活動紹介として、

①「地域生協の活動～個配事

業・コープきんき事業連合な

どについて」（京都生協 梅木

雄児社会的責任経営推進室マ

ネジヤー）、②「大学をめぐる

情勢と大学生のくらしの実態」

合員の核廃絶の願いを届けた

おでした。

（大学生協京都事業連合 酒井

克彦専務理事）、③「医療をめぐる状況と医療生協の活動について」（やましろ健康医療生

協 佐藤京子理事長）、④「消費者団体訴訟制度の実現をめざして」（京都府生協連 小峰

耕二専務理事）について報告

しました。マスコミ関係者か

らは、個配事業における「協

同」のあり方、共同開発商品

の供給状況、個人情報管理、

学生の新聞購読状況などにつ

いて質問がだされ、意見交換

しました。京都府生協連の平

信行副会長理

事（京都大学

生協専務理

事）が閉会の

挨拶をして、終了しま

した。

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

おもな行事のお知らせ

京都府生協連 第52回通常総会

日時
6月14日(火)

午後1時30分～5時(予定)

会場
池坊学園洗心館6階第1会議室
下京区四条室町鶴鉾町491

ピースフレー2005

京都・平和行進

日程
6月21日(火)～26日(日)

2005年 国際協同組合デー 第16回国都集会

日時
7月6日(水)

午前10時30分～午後3時30分
(予定)

会場
みやづ歴史の館(予定)

テーマ
「森・里・海のつながりを見直す」
「そう・協同組合が果たす役目」

探訪 新風館

かつて、土日には、ほとんど人通りがなかったといわれるのがウソのような新風館のある烏丸三条界隈。4周年をむかえ、来館数は4月はじめに、ついに1,000万人を突破しました。また、この4年間に、半径500m以内に250店もの新たな物販店、飲食、サービスなどの店ができるといいます。

鳥丸通に面した建物は、通信時代の礎を築いた大正15年築の旧京都中央電話局舎。電話交換オペレート業務終了より10年をへて、京都市の有形文化財として指定をうけるなか、マンションまたはオフィスビルにという計画をあらため、「新風館」として新しく生まれ変わりました。

□の字型の建物、広い中庭、イベントホール、オープンスペースと、ここはまるで別世界。街中を心地よい新風が吹きぬけていくような空間です。運営するのは(株)親風社中で、「親」の文字を当てているのは、「新風館」の親として育てていったいとの願いが込められていること。施設所有者のNTT都市開発(株)とのコラボレーションで運営しているそうです。

3 65日、いつ行ってもなにかやっている。それが新風館のめざすところです。ファッショショーや

ライブ、華展、写真展などなど。ときには映画の試写会もやったりします。1階と3階にある飲食店は夜11時まで営業しています。なかでも3階にある京野菜を使ったカジュアルレストランが人気を呼んでいます。

去年10月、京都府との連携で、新しい京都ブランドの創造をめざす、意欲あるデザイナーを支援する「京都スタイル」が3階にできました。現在10店舗が出店しています。また、1階中庭の屋台スペースには、京都市と連携したお店が5店舗出店しています。

Cこは、いやしの場になっているようで、犬の散歩がてらに来られる方もいます。人と人が集まる環境づくりとともに、地域に根づく商業施設として新しい風を吹かそうとはじめたことが、いまにつながっています」と胸をはる副館長の佐々木伸也さんでした。



2階から見た中庭。中央にホールがあり、施設全体が開放感につつまれています



京野菜を使ったレストランも。

新風館

営業時間

ショップ AM11:00～PM8:00

⇒毎週金・土・祝前のショッピング時間は夜9時まで
レストラン&カフェ AM11:00～PM11:00



▲新風館入口(烏丸通に面している)

◀佐々木伸也副館長



交通

- JR京都駅より地下鉄烏丸線「烏丸御池駅」下車⑥番出口徒歩1分
- 阪急「烏丸駅」下車北へ徒歩5分
- 京阪三条駅より地下鉄東西線「烏丸御池駅」下車⑥番出口徒歩1分